

令和5年9月26日
相馬港湾建設事務所総務課港営担当

消費税の適格請求書等保存方法（インボイス制度）開始に伴う施設使用料等
取扱いの変更について

1 変更時期

令和5年10月1日（日）に発行する納入通知書から

2 インボイス制度開始に伴う変更点（実績報告を伴わない使用料についても同様）

(1) 税率計算方法

○従来

同一種別（入港料等）で同一期内（上旬、中旬、下旬、月等）に複数の実績等があるときは、各使用料に消費税率をかけた後に合算して納入金額を算出している。

○変更後

同一種別で同一期内に複数の実績等があるときは、各使用料を合算した後に消費税率をかけて納入金額を算出する。※種別ごとに納入金額を算出します。

(例) A社が10月上旬に内航船2隻（〇〇丸（総トン数705t）、△△丸（総トン数1006t））を入港した場合の入港料

○従来

入港年月日	船舶の名称	総トン数	金額	消費税	合計金額
10月4日	〇〇丸	705	705	70	775
10月5日	△△丸	1006	1006	100	1106
入港料の納入金額（請求額(税込)）					1881

○変更後（インボイス対応）

入港年月日	船舶の名称	総トン数	金額
10月4日	〇〇丸	705	705
10月5日	△△丸	1006	1006
合計	1711	消費税額 171	請求額（税込） 1882

(2) 納入通知書記載内容

納入通知書が適格請求書（インボイス）となります。令和5年10月1日以降に発行する納入通知書にインボイス登録番号と発行事業者（福島県）、消費税額、消費税率が記載されます。

また、適格請求書には、課税資産の譲渡等を行った年月日が記載されます。

(例)納入通知書納入目的記載欄：〇〇施設使用料 〇月〇日～〇月〇日まで

しかし、当県のシステムの都合上、適格請求書(納入通知書)に課税資産の譲渡等を行

った年月日の記載がされていない場合があります。この場合は、納入通知書と実績報告書(実績を伴う使用料の場合)または使用許可書(実績を伴わない使用料の場合)を併せて保存する必要があります。(国税庁発出「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 問63」より)

(3) 実績報告様式(入港料、係留施設使用料)

別添のとおり実績報告様式を変更します(∵(1)のとおり同一種別で同一期内の各使用料を合算した後に消費税率を乗じる)。

【提出時期の目安】

- ・1日～15日までの実績をまとめて：当該月の末日まで提出
- ・16日～31日までの実績をまとめて：翌月の15日まで提出

3 インボイス登録番号

種別	インボイス登録番号
漁港施設占用料	T7000020070009
係留施設使用料	T7000020070009
入港料	T7000020070009
港湾区域占用料	T7000020070009
県営多目的クレーン使用料	T7800020002847
上屋使用料	T7800020002847
野積場使用料	T7800020002847
港湾施設用地使用料	T7800020002847
船舶給水使用料	T7800020002847